

監査要点：資産管理の適正性

- ① 対象品及び方ラス器具等については購入時に費用処理をしているが、実際には平成14年3月末で18百万円余の在庫があつた。利用価値のある物品についても検討されることもある。【意見】
 ② その一方で、利用価値のない在庫については廃棄処理をすべきである。【指摘】
 ③ 物品の適正な管理を実施するためには、受払管理簿の記載統一、実地棚卸の徹底等必要な施策をとること、特に毒物・劇物等その性質上慎重な管理を要するものにについては、実地棚卸の回数を別途考慮することが必要である。【指摘】
 ④ 管理簿の記載状況の検証及び実地棚卸の実施状況等を検証していくために、内部管理制度規定を作成すべきである。【指摘】

現在は、委託業者が在庫数量を勘査して、各処理場毎に注記しているが、購入コストの削減、適正在庫の観点から、共通する品目については各処理区をまとめての共同発注や適時発注を考えてもよい。【意見】
 ① 下水道公社が管理を委託されている備品のなかに、使用可能性のないものがある。適正な手続きのもと、備品管理制度を構築したにも拘わらず、同システムの運用が適正になされないと、システムによって管理されている備品の信憑性を検証する必要がある。【指摘】

監査要点：修繕費支出の適正性

- ① 下水道施設の維持・管理に関する役割分担等は三重県と下水道公社との間で平成13年10月に取り決めされているが、同時に定められた修繕工事が改築工事かの区分は明確さに欠ける。公営企業の経理手引にあら「修繕費支弁基準」等を参考として、取り扱いの細則やマニュアルを整備しておく必要である。【意見】
 ② 下水道施設は当該施設の維持管理を受託している下水道公社にとって主要な業務の一つであると思われる。そのためには、修繕工事の内容、履歴を示す修繕にに関する管理台帳が必要である。【指摘】
 ③ 下水道本部が入居する土地・建物に関する責任の範囲を明確にするため、契約を結ぶ必要がある。【指摘】

4. 監査の結果に添えて出す意見

下水道公社の運営に関する一考察
 下水道公社の設立目的は、第2監査対象の全体概要の4.財團法人三重県下水道公社の概要に記載のとおりであるが、当該目的を進めるには、三

監査要点：資産の定義

- ① 貯蔵品及び未使用消耗品の定義を定め、該当するものについて「は資産計上することとした。
 ② 在庫の見直しを行い、利用価値のないものについては隨時廃棄手続きをとることとした。
 ③ 受払管理簿について様式を統一し、年2回定期的に確認するようマニュアルを改定し、定期棚卸を実施するとともに、その履行について内部監査を実施しました。また、毒物・劇物については、管理者以外払い出しができないよう施錠管理しています。

- ④ 試薬及び消耗品等在庫調査実施要領」を改正し適切に管理を行いました。

監査要点：使用物の共同発注

- 次亜塩素酸ソーダといった各センターでの共通の使用物は、共同発注しました。また、今後も可能なものについては共同発注していきます。なお、発注においては、在庫管理を考え適時発注としました。

監査要点：備品の保管

- ① 備品の保管管理者、保管場所を明確にできました。
 ② 净化センター内各建物に備品が分散しているため、無償貸与している備品について再調査を行い保管場所一覧表を作成し、保管場所を明確にしたうえで備品管理を行うこととした。
 また、毎年度、保管場所一覧表と現物を照合することとした。

監査の結果に添えて出す意見

派遣職員の多さが、プロバーチャルモードを招く恐れ(プロバーチャルモードが派遣職員よりも1号(低い)があることについては、県の外郭団体すべてにかかる問題であり、下水道公社もその基準により

<p>三重県及び各市町村との密接な協力関係が必要である。また、総事業費は三重県からの委託料収入により限定して支弁されていることだが、下水道公社の効率的運営の大きな阻害要因となっている。</p> <p>この点を含め現状で把握される問題点は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県派遣職員の多さが、モラール低下を招く恐れがある。 ・下水道公社所有の不動産が無いことから、資産管理意識の希薄化をもたらす。 ・基本財産が脆弱であるため啓発活動も充分に行っているとは言い難い。 ・上記問題点の解決策として、以下の対策が考えられる。同時に民間企業の業績分配の思考を導入し、職員全体のモティベーションを高める。 ・長期的には、県の所有する下水道用地、施設等の物的資産を下水道公社に移譲し、公益法人会計を適用し、県民に対し、より明瞭にディスクローズする方法を探る。 ・当面、啓発活動については県からの出資を仰ぐ。 <p>下水道公社の今後の運営につき真摯に検討すべき時期に入っている。</p>	<p>給与を定めており、現状では制度的にやむを得ないものと考へていますが、モラールの低下を招かないよう研修を充実させるなど職場環境の整備に努めています。</p> <p>・公社職員は、修繕記録等の管理台帳を作成し補修管理を行い、資産管理の希薄化をもたらさないよう努めています。</p> <p>・啓発活動については、昨今の低金利の状況下で基本財産の果実が少ないことから、公社が正味財産として所有している「普及啓発積立金」を活用し、限られた予算でも効果的な啓発を行うため、ホームページの活用や、環境フェアといった県や市町村主催のイベントに出展して下水道の必要性をPRしています。</p> <p>・職員のモティベーションを高めるため、プロバーブル員への切り替えや業績分配の導入については制度的な課題が多く困難なことから、公社の運営等に関する提案制度の導入や研修の充実を行っています。</p> <p>・県有資産の公社への移譲は、関係諸機関や諸法令のクリア等困難な問題が多く、長期的な課題と考えます。また、ディスクローズについては、投下資本の源泉について調査を行い、平成 15 年度中をめどに貸借対照表、損益計算書の作成を行っています。</p> <p>・流域下水道を管理している下水道公社の運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により公の施設の管理について指定管理者制度が創設（平成 15 年 9 月 2 日施行）されたことから、国土交通省において下水道事業における運用等について検討をしているところであり、国 の動きを把握しながら検討していきます。</p>	<p>流域下水道事業特別会計は企業会計を採用していないため、現状では修理引当金を計上することは困難ですが、将来企業会計を採用する場合には、修繕引当金の計上について検討します。</p> <p>下水道公社での修繕計画と修繕引当金について</p> <p>北部浄化センター及び雲出川左岸浄化センターの中長期修繕計画によれば、平成 14 年度以降、修繕費の見込み額は递増している。資産を所有していない下水道公社では対象となるが、資産の所有者である三重県において、企業会計方式による財務諸表を作成する際には、財務の健全性といった観点から修繕引当金を計上することにつき、検討することが必要である。</p>	<p>市町村負担金の考察</p> <p>官庁会計方式ではコスト計算に含まれない退職給与引当金繰入及び減価償却の概念を織り込んだ企業会計方式によりコスト計算を試算したところ、負担金収入との差額は 4 処理区分合計で 608 百万円（平成 13 年度単年度ベース）のマイナスとなつた。</p> <p>これに立てば、同額の負担金収入が不足していることとなる。県（県民全体）と市町村（受益者）との負担区分を明確にしていくことが長期的課題である。</p> <p>流域下水道の整備に伴い公共用水域の水質保全が図られることから、県（県民全体）で負担すべき部分と市町村（受益者）が負担すべき部分があると考えています。</p> <p>流域開拓市町村等の明確化については、下水道事業の公益と受益の考え方を整理しながら、流域開拓市町村等と長期的な視点に立つて検討していきます。</p>
---	--	---	---

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
III. (財)三重県水産振興事業団の出納その他の事務の執行について		
監査要点：三重県からの出損金が、効率的かつ安全に運用され、現在もその価値が保全されているか。		
平成13年度末現在、基本財産等の総額の83%にも上る資金（4,567百万円）を三重県信用漁業共同組合連合会の定期預金に集中させていたことは、ペイオフに対するリスク管理が不充分であったと言える。但し、平成14年度には「基本財産等運用方針」に基づき運用資産の分散化が図っている。今後、ペイオフ対策計画表に従い、適切な資産運用を進めていくことが望まれる。【意見】	ペイオフ対策計画表に従い、引き続き万全を期するよう指導します。 また、水産振興事業団は、資金運用委員会を設置し、資金の安全かつ効率的な運用及び資金運用のリスク管理に努めています。	
監査要点：各諸団体からの負担金収入について、有効な収納管理がなされているか。		
① 負担額と実際入金額との間に差額が発生している原因には負担先各市町村の予算処置に応じての徵収によるものであるが、放流事業の公共性といった観点からには公正性の確保及び収支の改善といった意識をもつべきである。【指摘】	① 水産振興事業団では、平成15年度から明確な基準に基づく負担金の徵収を行っており、平成16年度以降も引き続き公平性の確保に努めるよう指導します。 ② 水産振興事業団では、平成15年度から会計処理規程に納期限を定め収納管理を行っています。平成16年度以後も引き続き計画的な管理を実施するよう指導します。	
② 負担金の収納について納期限を定めていない。短期借入金によって運転資金を賄つている現状からは、納期限を定めかつ収納管理を実施することでの資金計画、経営計画の策定に役立てることが必要である。【指摘】		
監査要点：三重県からの補助金は、有効かつ効率的に使用されているか。		
① 補助金変更申請書には、現在、変更事由を明確に記載する箇所がないが、変更の合理性を検証できるような書式に改め、所管部署においても検討の結果を残すことが必要である。【意見】	①③④ 事業費について過不足が生じた場合は、団体の経営責任において処理する標準算定方式を導入しています。標準算定に変更が生じる場合には、変更協議書の提出を求めており、この協議によって積算資料との対比を行うことで、変更の合理性の検証を行っています。	
② 消耗品の予算超過に対し、需用責任者である事務理事の承認は必要であるものの理事長の承認が見当たらなかった。規定上からも理事長は必要であり、現行実務を改めるべきである。【指摘】	なお、標準算定の算定につきましては、実績にあわせて精査することで補助金の有効活用を図つています。	
上記予算の流用が補助金交付対象団体の決済のみで行われる場合は必要な予算流用が起こる可能性もある。事前に所管部署でのチェックが必要である。【指摘】	② 用費内の他の科目予算から消耗品の予算超過に対し、理事長の承認を得ています。 平成16年度以降も引き続き当該予算流用にあたっては理事長承認を得るよう指導します。	
③ 現行の補助事業等実績報告書は、積算資料等との対比ができず、所管部署の事後調査に役立っていない。実績報告書としての有用性をたかめるためにも記載様式を改善すべきである。【指摘】		
④ 所管部署の補助金の有効性といつた観点からの検討を取り入れるべきである。また、調査結果の次年度への活用も考えるべきである。【指摘】		